令和6年 第4回 安芸太田町議会臨時会会議録

令和6年8月2日

							令和6年8	3月2日	
招集年月日	令和6年8月2日								
招集の場所	安芸太田町議会議事堂								
開閉会日	開会							廣	
及び宣告	閉会	令和6年8				議長	中本 正廣		
応(不応)招議員 及び出席並びに	議 席 番 号	氏	名	出席等 の 別	議 席番 号	氏	名	出席等 の 別	
欠席議員	1	角 田	伸一	\circ	7	影井	伊久美	\bigcirc	
凡例○ 出席	2	斉 藤	マユミ	\bigcirc	8	田島	清		
	3	佐々木	道則	0	9	大 江	昭 典	0	
× 不応招	4	小 島	俊二	0	10	津 田	宏	0	
△公公務欠席	5	末 田	健 治	\circ	11	佐々木	美知夫	0	
	6	大 江	厚 子	\circ	12	中本	正廣	0	
会議録署名議員	4番		小 島 俊	<u>-</u>	5番	5	末 田 健 治		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局:	Ę	河 野 茂		書記	書記 佐々木 裕		子	
地方自治法第 121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町	万 長 杯		橋本博明		教 育 長		_	
	副 町 長		木 村 富 美		病院事業管理者		平林直樹		
	参	参事		_		教育次長		_	
	会計管理者兼総務課長		長尾航治		教育課長		_		
	総務課課長補佐		郷 田 亮		安芸太田病院 事務長		正 岡 剛		
	加計支所住民生活課長		児 玉 裕 子		_		_		
	筒 賀 才	え 所 長 住民生活課長	_		_		_		
	企 画	課 長	_		-		_		
	企画課主幹住民課長産業観光課長建設課長		能宗良明		_		_		
			上手佳也		_		_		
			_		_				
			_		_		_		
	健康福祉	业課長	伊賀真一		_				
	衛生対象	衆室長	森 脇 泰			_	_		
会議に付した事件		別紙のとおり							
会議の経過	別紙の	とおり							

会議に付した事件

令和6年8月2日

	諸般の報告			
	会議録署名議員の指名			
	会期の決定			
議案第 52 号	安芸太田町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について			
議案第 53 号	令和6年度安芸太田町一般会計補正予算(第3号)			
	議会広報広聴調査特別委員会の委員定数の変更及び委員の選任について			
	子ども子育て・若者支援対策特別委員会の設置及び委員の選任について			

令和6年第4回臨時会 (令和6年8月2日) (開会 午前11時24分)

○中本正廣議長

ただいまの出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、これから令和6年第4回 安芸太田町議会臨時会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

日程第1. 諸般の報告

○中本正廣議長

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長から御手元に配付のとおり議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明のため出席を要求した者は町長及び病院事業管理者です。なお同条の規定によって町長から説明員を委任したことについて、御手元に配付した写しのとおり通知がありました。監査委員から5月末現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は議会事務局に保管していますので御覧ください。以上で諸般の報告を終わります。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○中本正廣議長

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第 126 条の規定によって、4 番小島俊二議員及び5 番末田健治議員を指名いたします。

日程第3. 会期の決定について

○中本正廣議長

日程第 3、会期の決定についてを、議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日 8 月 2 日の 1 日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日の1日間に決定いたしました。

日程第4. 議案第52号

○中本正廣議長

日程第4、議案第52号、安芸太田町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。それでは説明させていただきます。議案第52号、安芸太田町の特定の事務を取り扱う郵便局の 指定について。安芸太田町の特定の事務を安野郵便局で取り扱うにあたり、郵便局事務取扱法第2条及 び第3条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳細については、担当課長から説明 をさせます。

○中本正廣議長

児玉安芸太田支所長。

○児玉裕子加計支所長

議案第52号、安芸太田町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について。地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり安芸太田町の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。次の

ページをお開きください。安芸太田町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定でございますが、安野郵便局。取扱い事務の範囲でございますが、郵便局事務取扱法の範囲でございます、戸籍除籍の謄本等請求の受付及び引渡し、以下郵便局の取扱い、事務取扱法の範疇にあります、うちの6項目について、議決、議会の議決を頂くものでございます。これ以外に、現安野出張所で取り扱っております業務の国保、後期高齢、介護保険などの各種届出、それから軽自動車税申告書などのナンバープレートの受付・返納の事務、それから飼い犬の登録、ごみ袋の販売店への受渡し、それから各課行政機関への書類の取次ぎ、オンライン診療の取次ぎ、それから郵便局内でのいろいろ困り事といったようなところでの相談とかの取次ぎといったことを想定しております。取扱期間におきましては、令和6年10月1日から令和7年1月15日までとする。よろしくお願いいたします。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、小島議員。

○小島俊二議員

はい3点ほど、今回の実証実験の目的についてまず述べていただきたいと思います。2点目が、今回の 実験は実証実験が終了した、それで終了するのかどうかということ。要は実証実験終了後、短期間の間 に安野出張所の廃止につながらないかということについて回答お願いします。それと現在の事務従事者 の取扱いについて、答弁を求めます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、3点ほど質問頂きました。まずこの今回の実証実験について、なぜ安野郵便局で実験をするのかといった御質問でございます。こちらに関しましては、総務省また広島県さん、そちらのほうからですね、話をさせていただく中で、郵便局の中で出張所業務を現在取り扱っております安野出張所で行うことがですね、非常にスムーズに実験が可能ではないかということが1点。また1つはですね、先ほど説明がありましたとおり、遠隔診療等々を行うに当たりましては、郵便局内に個別の部屋、個室が必要になってまいりますが、これが具備されていると言ったことから安野郵便局で実験を行おうとするものでございます。また、現在雇用しております会計年度任用職員に関しましてでございますけれども、こちらに関しましては、引き続き雇用いたしまして、現場の業務の支援等々にあたらす予定でございます。私のほうからは以上でございます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、もう1つ、実験が終わった場合どうするのかという御質問ございました。議案にもあるとおりですね実証実験の期限は令和7年1月15日としておりますけれども、その後直ちに郵便局へ事務を委託するということは考えておりません。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、先ほど全員協の説明でもあったんですが、実験だけで終わるという明確な答弁があれば、今朝もいろいろ考えて、議案に賛成も考えておったんですが、そのあといろいろやっぱり将来的な可能性について、町長も述べられました。やっぱり事務の効率化とか従業員の不足であるとか、そういうことも含めましてやっぱり、将来的には、郵便局への委託、それと郵便局のほうが非常に熱心にいろんなことをされると、それは郵便局のほうはやっぱり郵便局の生き残りをかけた戦いだろうと思いますが、住民の生活においては安野出張所の存在価値っていうのは非常に大きな意義があろうと思いますんで、もう一度町長のほうへ安野出張所、安野修道地域の活性化なり、行政とのつながりについて、御意見を頂きたいと思います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて今回の実験の目的でございます。これ総務省さんが主体でされますけれども、総務省さん自身も実は全国的に人数が減っていく数が進む中で、各地方自治体の事務事業を遂行していくことが難しくなっていくあるいは出張所、支所の廃止といったことも直面されている中で、郵便局のネット

ワークをうまく使って、そういった場合であっても行政サービスを何とか維持できないかということの 一つの方策として、郵便局を活用した取組を実証実験をしながらですね、実効性を確認するというのが 今回の目的だと思っております。一方で我々自身も、もちろん行政サービスの維持向上頑張っていきた いと思っておりますけれども、人口がどんどん減っていく中、行政コストの削減というのは避けて通れ ない課題でございますので、本町フィールドとして取上げていただいて、その効果が出ればですねそれ はそれで、我々としてもその結果を含めて、今後どういった対応をするかということは考えていかなけ ればならないと思っているところでございます。といったことで改めて、今回の実証実験が終わった後、 直ちに安野出張所を閉鎖するということは今全く考えておりません。むしろそういった事態が、そうい った判断をしなくてもいいように、何とか人口減少に歯止めをかけるために取組を頑張っていきたいと 思っているところでございます。その上で、安野修道地区に限らずですね、地域とのつながりというの は大変重要な取組だと思っております。私自身もそういった思いの中で、地域懇談会、はしもトークを 重ねて取り組んでいるところでございますし、職員と対しましてもですねできるだけ、役場外に出てい って、一応町民の皆様との接触を深めるようにという指導はしてきたつもりでございます。そういった 取組はもちろん引き続き続けて取り組んでいきたいと思っておりますし、そういった中で、それぞれの 地域の活性化についてもですね、また今後工夫をして取り組んでいきたいと思っているところでござい ます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、周辺地域にとって役場の職員の顔が見えるというのは非常に重要だろうというふうに思っておるところでございます。再度、最後になりますんで町長にもう一ぺん聞きますが、実験終了後、短期間とかいうことじゃなしに、現在のところ安野出張所の廃止については考えていないということについて明言を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。重ねての御質問でございます。現在のところ、直ちにですね、安野郵便局を閉鎖するというこ とは考えておりません。御懸念のことも分かると思います。分かってるつもりではございます。できる だけ我々としても、今の体制を維持していきたいのは間違いないわけでございますが、これも何度もこ の議会の場でもお話をさせていただきました。人口がどんどん減っていく中で、行政職員も今のままの 数を維持するというのはやはり、町民にとってもですね、理解されないことだろうと思っております。 その中でどうやって今の行政サービスをできるだけ維持するかということをやっぱり知恵を出していか なければならないことだと思っておりますし、またそれは、逆に議員の皆様方からもですねぜひ、御指 導頂ければというふうに思っているところでございます。その上でもう一つ、今回、総務省は、その一 つの代替手段として郵便局ネットワークを使ってくれということを法律を改定しながら、法律を新しく つくられながら提案をされました。そういった意味では今後、国としてはですね、行政職員が直接では ないにしても、行政職員に準じる形でありますけれども、郵便局職員が十分そういったこれまで行政職 員が取り組んできたことも肩代わりをして、より町民の皆さんと密接に連携をしながらですね、地域の 活性化についても、郵便局も頑張っていきたいということが、総務省あるいは国としての御意向なので はないかなと考えております。私どももそれは大変ありがたい話だと思っておりますのでですね、公務 員に限らず、いろんな方々の力を借りながら、地域の活性化についてはこれからはやはり考えていかな ければならない時代なのかなということも感じているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

冒頭で、安野郵便局言われましたけど安野出張所でいいですね。はい、橋本町長。

○橋本博明町長

失礼しました。安野出張所の間違いでございまして、訂正しておわびを申し上げます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。はい、大江議員。

○大江厚子議員

はい、今の説明の中で、取扱事務の範囲として議会として諮る部分が6項目。そして、諮らなくても 委託してやる事務が7項目とありました。で、その議会に諮るという6項目は、恐らく地方公共団体の特 定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の中で、その内容が定められているからだと思いますが、なぜこの6つだけを特に特定して、法律の中に入れ、議会の議決を経なければならないとあるのかをまずはお聞きします。

○中本正廣議長

児玉加計支所長。

○児玉裕子加計支所長

はい、この郵便局の取扱う事務の法律のところには、実際にはこの法律にはマイナンバーカードの事務のことも含めて10項目ほどございますが、安野出張所で今のこの事務取扱法の中で議決を頂く中でやっているものは今の6項目ということで、今ここで6項目挙げているんですが、この10項目については、公の公証行為といいますか公が出す証明行為というところに対して、やはり役場の職員でないものが、その証明を出すということにおいて議会の議決を頂くというふうになっております。さらに、この交付につきまして、先日より前に、この事業を始めますといったときの資料からなんですけれども、受付交付が即日できるものは、住民票、印鑑証明、税証明といったものになりまして、そのほか戸籍といったようなものにつきましては、加計支所のほうで、紙媒体として作成したものを、翌日以降のメール便ないし今回実証実験事業でございますので、郵便局の郵送ルートを通じて、その請求された人に送るということも考えられますので、今後この議会の議決を頂きまして、実際にそういった細かい事務の内容については、日本郵便さんと、こちらのほうでいろいろ協議をしていきたいなというふうに思っているところでございます。

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

はい、公的な書類だからそうだと思うんですけど、それと秘密保持ということとそれから、交付を希望される方が、交付に値するかと、その辺の公権力の行使ということにもつながってくるからこそ、議会できちっと、議決を経なければならないというふうに思っています。それでなんですけど、そういう重大なことを受付から手渡しまでやっぱり一連として行政としてやるべきだと思うんですね。受付と手渡しのところだけを民間企業に任せて、その内容の部分だけを行政が行うというのは、やはり問題が多いことだというふうに思っていますが、その辺の一連の作業としてひとつとして考えるべきではないかと私は思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、まさにですね、このいわゆる地方公務員、地方公務員が手続をしていく事務といったことは手続上必要なことで定めがされているものでございます。それぞれの法律に基づいて、行政、行政法ですね、行政法に基づいてその事務を扱っているといった観点では、やはり地方公務員が行うべき事務と、いうふうに考えます。一方で今回の郵便局さんのほうに業務委託する案件に関しましては、先ほど、全員協議会でも説明をさせていただいたとおりですね、この項目に関しましては、国の法律の施行によってその委託というものが認められている項目でございます。まして今回はですね、3か月の実証実験、これにつきまして御承認頂くものでございます。そういった意味でもですね、郵便局のほうのサポートということで、現在の私どもが雇用しております会計年度任用職員をつけてですね、しっかりと事務のほうは取り扱ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

はい、3か月とはいえ、そういうことがなされるということで、秘密保持とか、公権力の行使ということでどうなんかなというふうに危惧していますし、それとともにこうやって実証事業していくことで、今後、民間にこれはできるんじゃないかっていう事業、行政事務が増えていくんじゃないかっていう懸念もしていますが、その辺はどうなんでしょうか。

○中本正廣議長

副町長。

○木村富美副町長

先ほど来いろいろと御懸念されてる御意見頂きましたけれども、これそもそも目的としたら、地域に

おける今人口減少等かなり進んでいる、そういった地域における行政サービスの持続可能性を確保するための方策として知恵を出そうと、そういうことでスタートしたものでございます。御指摘のとおり、今までと同じ形でできればそれが一番ベストですけれども、将来そうならない状況になったときのために、どこまで持続可能性が確保できるか、そういうところからのスタートであるということを御理解頂きたい。その際に最も重要なのが、先ほど来議論になっている法定事務でございます。この法定事務に関しては、今回郵便局のほうの法律で守秘義務というのを課せておりますので、公務員と同じ状況にした上で、実際やってみてどうかということでスタートさせていただきたいと思っています。当然実証事業ですから、終わった後の検証というのは必ず必要になってまいりますので、法定事務以外の、例えばその身近に相談とか話に行って安心するとか、いろんな声も出てくるんだろうと思うんですね。それら全てやっぱり実証をやった後の振り返りというのが一番重要になってくるかなと思っておりますので、今回は、将来的に行政サービスの持続可能性を確保するための実験であると、こういう御理解を頂ければと思います。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。末田議員。

○末田健治議員

はい、全員協議会等で十分説明は受けましたけども、現在の安野出張所の業務は、郵便局に委託をされることによって、十分にその機能はですね、果たされていくものだろうというふうには思っておりますが、いわゆるその修道安野地域の、とりわけです、高齢者の方にとってはですね、ある意味、オアシスのような場所でもあるんですよね。そういった意味で、今度は敷居が高くなったのというふうなことがないように配慮頂いて、事務を疎漏なく進めていただきたい。いうことだけを申し上げておきます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。はい佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

今回はこの安野出張所ということで議論されてると思うんですが、これが仮に、実証実験が本当にうまくいって、これなら全国的にも、採用できるというようなことにレールが引かれてるんじゃないかと私は思うとるんですが、例えばこの町内で、結構支所あって郵便局も各地域にあるわけです。今後、何年先かは分かりませんが、この支所を廃止して、全部そういった郵便局に業務委託をするということは考えられないですか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、繰り返しになりますが、今回あくまでも実証実験でございますので、安野出張所を直ちに廃止するというのは今考えておりません。ただし、これも繰り返しになりますが、行政コストの削減というのは常に大きな課題でございます。これは本町に限らず、いろんなところがやっぱりそういった状況に陥っていて、他の地域については、先に出張所なり支所の廃止があって、それを補完する形で、こういった郵便局を活用するということがどうも事例としてはあるようでございますが、本町はそれ以前の話として、まずは本町がやってほしいと言ったわけではありませんけれども、本町の環境を通じて、そういったことをある意味全国展開できないかということも含めた研究をされるということでございます。その上で、我々としてできるだけそういった事態は避けたいと思いますけれども、どうしてもその行政コストの削減、あるいは財政負担の中でですね、よりこれまで以上にこの体制を、見直しをしなければいけないということになれば、当然我々としてもその検討を避けるわけにはいかないと思っております。そのときにどういった体制がいいのか、今は単に郵便局を使うという話がございますが、例えば、デジタル的な対応ですね、行政相談をデジタル的な技術を活用して、本庁と直接相談するような取組というのも当然考えられると思いますし、あらゆる手段をやっぱり考えていかなければならないと思っております。たちまちはそういった判断をしなくても済むように、引き続き、人口減少に何とか歯止めをかけるために頑張っていきたいと思っているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

はい、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

考えようによったら、住民にとったら地域の住民にとったらすごく便利になる面もたくさんあると思うんです。ただしねこれ例えば前提がさっき言ったように、支所の無くしていくのが前提であるならも

ってのほかだとは思っとるんですが、そこら辺をね、よくよくされて、あんまりうまくいき過ぎても、面白くないかなというところを考えておりますんで、その辺をよろしくお願いします。

○中本正庸議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。 討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第52号、安芸太田町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを起立により採決します。議案第52号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第52号、安芸太田町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について は原案のとおり可決しました。

日程第5. 議案第53号

○中本正廣議長

日程第5、議案第53号、令和6年度安芸太田町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして説明をさせていただきます。議案第53号、令和6年度安芸太田町一般会計補正予算 (第3号)。令和6年度安芸太田町一般会計の補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ230万5千円の増額を 定めるものでございます。今回の補正は、「ポックルくろだお」において使用しているフォークリフト の故障に伴う車両入替えに必要な予算を計上するものでございます。詳細については、担当課長の方か ら説明をさせます。

○中本正廣議長

郷田総務課課長補佐。

○郷田亮総務課課長補佐

はい、議案第53号、令和6年度安芸太田町一般会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。まず、第1条の歳入歳出予算の補正でございます。こちらは歳入歳出それぞれ230万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ88億180万2千円と定めるものでございます。資料1ページ、1枚めくっていただければ、第1表がございます。今回の補正に対する歳入でございますけれども、財政調整基金からの基金繰入金としまして230万5千円を歳入予算に充てさせていただきます。続きまして2ページ目、歳出のほうでございます。表のとおり衛生費につきまして、230万5千円を増額補正をするものでございます。補正予算の内容の詳細につきましては、衛生対策室から説明をさせていただきます。

○中本正廣議長

森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

はい、失礼します。では、説明をさせていただきます。議案の8ページ9ページを御覧ください。ごみ処理費のほうで役務費のほうで3万9千円、備品購入費で226万6千円となっております。これは、現在使用しておりますポックルくろだおで使用しておりますフォークリフトのヒンジ機能というフォークの上下に旋回させる機能があるんですが、その部分が故障しまして、平成5年に購入した古い車両ですのでもう修理ができないということをメーカー等にも問合わせて確認の上、もう新車を購入するしかないということで、今回計上させていただいております。保険料として3万9千円、本体価格として226万6千円をあげさせていただいております。よろしくお願いします。衛生対策室からは以上です。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい影井議員。

○影井伊久美議員

はい、フォークリフトの故障ということで、故障の時期などは把握できないとは思いますが、このように年式が古いため部品の欠品、修理不能という、備品がほかにもございますでしょうか。

○中本正廣議長

森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

はい、当衛生対策室のほうにおいては車両につきましては、特殊車両が今回のフォークリフトそれからホイルローダーがございます。通常の車両が軽バンの公用車、それから3トンのダンプトラック、それから2トンの平ボディーのトラックがございます。ホイルローダーのほうは、2年ほど前に更新させていただきましたので新しい機械となっております。公用車のほうも令和に入ってから購入しておりますので、それほど古い車体ではございません。ただ、ダンプとトラックのほうにつきましては、結構な年数が経っておりますんで、現在修理、細かい修理をしながら対応しているということでございます。今のところ何とか走れておるんですけれども、ちょこちょこした故障トラブルというのは発生はしておりますが、この分ばっかりは壊れてない状態でまたすぐ買い換えるというのもなかなか難しいところがございますんでそれは状況を見ながら判断していきたいと思います。以上です。

○中本正廣議長

はい影井議員。

○影井伊久美議員

衛生対策室においては理解をいたしました。庁内の備品全てにおいてですね、このように年式が古くて、交換や修理不能といったもののリスト化などをしていくべきではないかと考えますがその点はどのようにされているかっていうのを1点お聞きします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。高額な備品等に関するものに関しましては備品台帳、これは決算期にもお示しをさせていただいてると思いますけれども、そういった取扱いについてはですね、各課のほうで改修時期等もですね、含めて検討をしていただいているところでございます。ただ一方でですね、やはり、先ほどの衛生対策室におきましては、民営化の話も検討しながらといったところで、これは大変総務課財政担当課長として申し訳ないと思ってるんですが、更新の要望というのは随分前から受けておりました。ただですね、やはりここの部分については、使えるものをしっかり使っていってもらいながら、やはりどうしようもなくなった場合に、変えるといったことを行っております。これはなぜならば、やはり住民さんの生活、そこの部分にですね、できるだけ予算を割きたいといった感情のあらわれでございます。やはり全体を見たときにですね、その生活を脅かすようなものに関しましては、できるだけ更新についてはですね、積極的にやるべきだというふうには考えております。財源と相談しながらということになろうと思います。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。はい大江議員。

○大江厚子議員

この230万5千円は何社かを見積りをとって、その上での額なのか、これはどういうことから出た金額ですか。

○中本正廣議長

森脇衛生対策室長。

○森脇泰衛生対策室長

はい、えーとですね、当初は何社か一応見積りをとっております。その上でただメーカーのほうがですね現在今回購入する予定のものがディーゼルエンジンの軽油を使うエンジンのものなんですが、当初電気の電気式のものっていうのをかなりメーカーが今やっぱりエコの関係でおしておりまして、それを勧められたんですが、それを購入するとなると充電の設備を、新たに構えないといけない。ランニングコストの点では燃料費も要らなくなるので安くつきますよということではあるんですが、最初に施設をいじらないといけないということがございましてそれを考えるとそれの金額が、トータルで車体も含めて700万程度かかるっていう、すごく高い金額で、でも長く使っていけば、それだけお金的には浮きますよという紹介を頂いたんですが、実際にポックルの施設そのものがもうかなり古くなっとるということもありまして、今度もしそのポックルを廃止してほかのところに例えば建屋を建てて、そこでごみ処理を行うといった場合にその施設もまたその充電設備ごと移動しないといけないというようなこともございますんで、その辺りのほうのメーカーの方の話をちょっと見送らせていただいて今回もともとありましたトヨタフォークリフトなんですけれども、そちらのほうで見積りを詰めていったという形でござ

います。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。 討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第53号、令和6年度 安芸太田町一般会計補正予算(第3号)を起立により採決します。議案第53号については原案のとおり 決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第53号、令和6年度安芸太田町一般会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決しました。

日程第6. 議会広報広聴調査特別委員会の委員定数の変更及び委員の選任について

○中本正廣議長

日程第6、議会広報広聴調査特別委員会の委員定数の変更及び委員の選任についてを議題といたします。お諮りします。現在の定数4名を5名に変更して、9番大江昭典議員を議会広報広聴調査特別委員会の委員に指名したいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって現在の定数4名を5名に変更して、9番大江昭典議員を議会広報広聴調査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

日程第7.子ども子育て・若者支援対策特別委員会の設置及び委員の選任について

○中本正廣議長

日程第7、子ども子育て・若者支援対策特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。お諮りします。委員会条例第5条の規定に基づき、人口減が本町の大きな課題となっている中、課題解消の一助となるよう、子育てと若者を支援するための施策推進に向けた調査を、6名の委員で構成する、子ども子育て・若者支援対策特別委員会を設置し、これに付託して、調査が終了するまで、閉会中の継続調査とすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがって6名の委員で構成する子ども子育で・若者支援対策特別委員会を設置し、これに付託して調査が終了するまで、閉会中の継続調査とすることに決定しました。これより6名の委員を指名いたします。子ども子育で・若者支援対策特別委員会の委員には、2番斉藤マユミ議員、6番大江厚子議員、7番影井伊久美議員、8番田島清議員、9番大江昭典議員、11番佐々木美知夫議員、以上を指名いたします。お諮りします。ただいま申し上げました6名の議員を、子ども子育で・若者支援対策特別委員会の委員に指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。したがってただいま指名しました6名の議員を子ども子育て・若者支援対策特別委員会の委員に選任することに決定しました。ここで、子ども子育て・若者支援対策特別委員会の正副委員長を互選するためしばらく休憩いたします。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午前11時59分)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。ただいま休憩中、委員会が開かれ、委員長に影井伊久美議員。副委員長に佐々木美知夫議員が選任されましたので報告いたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。これで会議を閉じ、令和6年第4回安芸太田町議会臨時会を閉会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。